

七 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(部分完成基準による収益の帰属時期の特例)</p> <p>2 - 1 - 9<u>法第64条第1項</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(機械設備等の販売に伴い据付工事を行った場合の収益の帰属時期の特例)</p> <p>2 - 1 - 10<u>法第64条第1項</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(有価証券の譲渡による損益の計上時期)</p> <p>2 - 1 - 22</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>イ <u>資本若しくは出資の減少、株式(出資を含む。以下2 - 1 - 22において同じ。)</u>の消却又は社員の退社若しくは脱退によるものについては、これらの事実があった日</p> <p>ロ <u>その法人の有していた株式を発行した法人の合併によるもの</u>については、合併期日</p> <p>ハ <u>その法人の有していた株式を発行した法人の分割型分割によるもの</u>については、分割期日</p> <p>ニ</p> <p>ホ <u>株式交換又は株式移転によるもの</u>については、<u>株式交換期日又は株式</u></p>	<p>(部分完成基準による収益の帰属時期の特例)</p> <p>2 - 1 - 9<u>法第63条第1項</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(機械設備等の販売に伴い据付工事を行った場合の収益の帰属時期の特例)</p> <p>2 - 1 - 10<u>法第63条第1項</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(有価証券の譲渡による損益の計上時期)</p> <p>2 - 1 - 22</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>イ <u>株式の消却又は資本の減少若しくは退社、脱退若しくは出資の減少</u>によるものについては、これらの事実があった日</p> <p>ロ 合併によるものについては、<u>合併期日又は合併登記の日</u></p> <p>ハ</p> <p>ニ <u>商法第352条第1項《株式交換》に規定する株式交換又は同法第364条</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>移転期日</u></p> <p>(現渡しの方法による決済を行った場合の損益の計上時期)</p> <p>2 - 1 - 23の3 <u>法第61条の2第9項</u>.....</p> <p>(利益の配当等の帰属の時期)</p> <p>2 - 1 - 27</p> <p>.....<u>投資信託及び特定目的信託</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(注)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>投資信託及び特定目的信託</u>の収益の分配のうち信託の開始の時からその終了の時までの間におけるものについては、当該収益の計算期間の末日とし、<u>投資信託及び特定目的信託</u>の終了又は<u>投資信託及び特定目的信託</u>の一部の解約による収益の分配については、当該終了又は解約のあった日</p> <p>(4)</p> <p>イ <u>合併(適格合併を除く。)</u>によるものについては、<u>合併期日又は合併登記の日</u></p> <p>ロ <u>分割型分割(適格分割型分割を除く。)</u>によるものについては、<u>分割期日又は分割登記の日</u></p> <p>ハ <u>資本若しくは出資の減少、株式(出資を含む。以下2 - 1 - 27において同じ。)</u>の消却、自己の株式の取得又は社員の退社若しくは脱退によるものについては、これらの事実があった日</p>	<p><u>第1項《株式移転》に規定する株式移転によるものについては、株式交換期日又は株式移転の登記の日</u></p> <p>(現渡しの方法による決済を行った場合の損益の計上時期)</p> <p>2 - 1 - 23の3 <u>法第61条の2第5項</u>.....</p> <p>(利益の配当等の帰属の時期)</p> <p>2 - 1 - 27</p> <p>.....<u>証券投資信託</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(注)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>証券投資信託</u>の収益の分配のうち信託の開始の時からその終了の時までの間におけるものについては、当該収益の計算期間の末日とし、<u>証券投資信託</u>の終了又は<u>証券投資信託</u>の一部の解約による収益の分配については、当該終了又は解約のあった日</p> <p>(4)</p> <p>イ <u>株式の消却又は資本の減少若しくは退社、脱退若しくは出資の減少によるものについては、これらの事実があった日</u></p> <p>ロ <u>合併によるものについては、合併登記の日</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>三</p> <p>(償還有価証券に係る調整差損益の計上)</p> <p>2 - 1 - 32</p> <p>(1)</p> <p>.....同条第 2 項から第 5 項まで.....</p> <p>(2) <u>同条第 5 項</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>(注)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期)</p> <p>2 - 1 - 39</p> <p>.....その発行に係る事業年度 (<u>適格合併、適格分割、適格現物出</u></p>	<p>八</p> <p>三 <u>利益積立金額の資本又は出資への組入れによるものについては、その組入れに関する株主総会その他正当な権限を有する機関の決議によりその組入れの日として定められた日 (当該決議において当該日が定められなかった場合には、その決議のあった日)</u></p> <p>ホ <u>清算中の法人の継続又は合併によるものについては、その継続又は合併登記の日</u></p> <p>(償還有価証券に係る調整差損益の計上)</p> <p>2 - 1 - 32</p> <p>(1)</p> <p>.....同条第 2 項から第 4 項まで.....</p> <p>(2) <u>同条第 4 項</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>(注)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期)</p> <p>2 - 1 - 39</p> <p>.....その発行に係る事業年度終了の日.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>資又は適格事後設立（以下この章において「適格組織再編成」という。）により当該商品引換券等に係る契約の移転を受けたものである場合にあっては、当該移転をした法人の発行に係る事業年度）終了の日.....</p>	

八 費用及び損失の計算に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>（造成団地の分譲の場合の売上原価の額）</p> <p>2 - 2 - 2</p> <p>(1)</p> <p>(注)1</p> <p>2</p> <p>(2)</p> <p><u>(注) 適格組織再編成が行われた場合の合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この章において「合併法人等」という。）における本通達の適用については、被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この章において「被合併法人等」という。）の本通達による計算を引き継ぐものとする。</u></p> <p>（砂利採取地に係る埋戻し費用）</p> <p>2 - 2 - 4</p> <p>(注)1</p> <p>2 <u>適格組織再編成が行われた場合の合併法人等における本通達の適用に</u></p>	<p>（造成団地の分譲の場合の売上原価の額）</p> <p>2 - 2 - 2</p> <p>(1)</p> <p>(注)1</p> <p>2</p> <p>(2)</p> <p>（砂利採取地に係る埋戻し費用）</p> <p>2 - 2 - 4</p> <p>(注)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>については、被合併法人等の本通達による計算を引き継ぐものとする。</u></p> <p>(商品引換券等を発行した場合の引換費用)</p> <p>2 - 2 - 11</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)1</p> <p>2</p> <p><u>3 適格組織再編成が行われた場合の合併法人等における本通達の適用に</u></p> <p><u>については、被合併法人等の本通達による計算を引き継ぐものとする。</u></p>	<p>(商品引換券等を発行した場合の引換費用)</p> <p>2 - 2 - 11</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)1</p> <p>2</p>

九 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
<p>(信用取引等に係る売付け及び買付けに係る対価の額)</p> <p>2 - 3 - 1 <u>法第61条の2第9項</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(注)</p> <p>(株主として取得をしたものの意義)</p> <p>2 - 3 - 8株主等として取得をしたもの.....</p> <p>(信用取引等及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される有価証券の取得価額)</p> <p>2 - 3 - 14</p> <p>.....<u>令第119条第1項第8号</u>.....</p>	<p>(信用取引等に係る売付け及び買付けに係る対価の額)</p> <p>2 - 3 - 1 <u>法第61条の2第5項</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(注)</p> <p>(株主として取得したものの意義)</p> <p>2 - 3 - 8株主等として取得したのもの.....</p> <p>(信用取引等及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される有価証券の取得価額)</p> <p>2 - 3 - 14</p> <p>.....<u>令第119条第1項第6号</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 - 3 - 17 <u>削 除</u></p>	<p>(自己株式に係る評価方法の区分)</p> <p>2 - 3 - 17 <u>法人が取得した自己の株式又は出資(以下2 - 3 - 17において「自己株式」という。)につき次に掲げるものごとにそれぞれ別の区分として令第119条の2《有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法》の規定を適用しているときは、これを認める。</u></p> <p>(1) <u>商法第212条ノ2第1項(有限会社法第24条第1項の規定により準用する場合を含む。)《定時株主総会決議等に基づく利益による株式の消却をするための取得》、株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第3条第1項《取締役会の決議に基づく利益による株式の消却をするための取得》及び第3条の2第1項《取締役会の決議に基づく資本準備金による株式の消却をするための取得》の規定に基づき取得したもの</u></p> <p>(2) <u>商法第210条ノ2第1項《取締役又は使用人に譲渡するための取得》の規定に基づき取得したもの((3)に掲げるものを除く。)</u></p> <p>(3) <u>商法第210条ノ2第2項第3号に定める場合において同条第1項の規定に基づき取得したもの</u></p> <p>(4) <u>商法第210条第5号及び第210条ノ3第1項(有限会社法第24条第1項の規定により準用する場合を含む。)《売渡請求及び相続による取得》の規定に基づき取得したもの</u></p> <p>(5) <u>その他の事由により取得したもの</u></p> <p>(注) <u>(1)の規定に基づき取得した自己株式のうちその失効手續が当該取得の日の属する事業年度終了の日までに完了していないものにつき、同日に失効手續が完了し株式の消却が行われたものとみなして会計処理を行っているときは、当該自己株式の実際の失効手續が当該事業年度終了後に遅滞なく完了しているときに限り、これを認める。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 - 3 - 18 <u>削 除</u></p> <p>(棚卸資産の評価方法の選定に係る取扱いの準用)</p> <p>2 - 3 - 21 <u>5 - 2 - 19</u>.....</p> <p>2 - 3 - 22 <u>削 除</u></p>	<p>(合併により受け入れた有価証券の評価方法)</p> <p>2 - 3 - 18 <u>合併法人が被合併法人から有価証券を受け入れた場合における当該有価証券の評価方法の選定については、当該合併法人がその合併の時に当該有価証券を新たに取得したのものとして、令第119条の5第2項《有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の選定及びその手続》の規定を適用することに留意する。</u></p> <p>(棚卸資産の評価方法の選定に係る取扱いの準用)</p> <p>2 - 3 - 21 <u>5 - 2 - 20</u>.....</p> <p>(利益等の資本組入れと株式分割とが行われた場合の株式の取得価額)</p> <p>2 - 3 - 22 <u>法人がその有する株式につき、商法第293条ノ2《利益の資本組入れ》の規定による利益の資本組入れ又は同法第293条ノ3《準備金の資本組入れ》の規定による準備金(利益積立金額に相当する金額に限る。)の資本組入れ(以下2 - 3 - 22において「利益等の資本組入れ」という。)と同法第218条《株式の分割》の規定による株式分割とが行われた場合には、利益等の資本組入れについては令第119条の3第2項《みなし配当金額がある場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》の規定を、株式分割については同条第3項《株式分割等の場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》の規定をそれぞれ適用することに留意する。</u></p> <p>(注) <u>この場合において、同項に規定する株式分割等の直前の帳簿価額は、同条第2項の規定の適用後の同項に規定する一単位当たりの帳簿価額とすることに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い)</p> <p>2 - 3 - 23 <u>令第119条の3第4項</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>2 - 3 - 24 <u>削 除</u></p>	<p>(追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い)</p> <p>2 - 3 - 23 <u>令第119条の3第5項</u>.....</p> <p>(注)</p> <p><u>(無償減資があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)</u></p> <p>2 - 3 - 24 <u>法人の有する株式(出資を含む。以下2 - 3 - 25までにおいて「旧株」という。)の一部がその旧株を発行した法人の無償による減資により消滅した場合におけるその減資直後の令第119条の2第1項《有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法》に規定する一単位当たりの帳簿価額は、令第119条の3第6項又は第119条の4《有償減資があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》の規定に準じ、旧株一単位当たりの帳簿価額にその減資の直前においてその法人の有する旧株の数を乗じて計算した金額をその減資の直後においてその法人の有する旧株の数で除して計算した金額とする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(新株引受権を譲渡した場合等の原価)</p> <p>2 - 3 - 25 <u>法人が、株主の地位に基づき金銭の払込みを要する増資により新株引受権の割当てを受けた場合において当該新株引受権若しくは株式(以下2 - 3 - 25において「旧株」という。)をその金銭の払込み前に譲渡したとき又は令第139条の3第1項各号《一株未満の株式の処理の場合等の所得計算の特例》に掲げる1株未満の旧株(端株原簿に記載されなかったものに限る。以下2 - 3 - 25において同じ。)</u>につき代わり金の交付を受けたときの譲渡に係る原価の額は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次による。</p> <p>(1) <u>新株引受権又は旧株を譲渡したとき 次の算式により計算した金額を当該譲渡の対価に係る原価とする。</u></p> <p>(算式)</p> $\left[\frac{\left\{ \begin{array}{l} \text{旧株 1 株当たりの従前の帳簿価額} \\ + \text{新株 1 株当たりの払込金額} \\ \times \text{旧株 1 株当たりの新株割当数} \end{array} \right\}}{1 + \text{旧株 1 株当たりの新株割当数}} - \text{新株 1 株当たりの払込金額} \right] \times \text{譲渡した新株引受権若しくは旧株の数}$ <p>(注) 算式中の「新株1株当たりの払込金額」の控除は、新株引受権を譲渡した場合に限られる。</p> <p>(2) <u>1株未満の旧株につき代わり金の交付を受けたとき 当該法人が当該1株未満の旧株に相当する株式の交付を受け直ちに譲渡したものと</u>して法第61条の2《有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入》の規定を適</p>	<p>(新株引受権を譲渡した場合等の原価)</p> <p>2 - 3 - 25 <u>法人が株主の地位に基づき金銭の払込みを要する増資により新株引受権の割当てを受けた場合において、当該新株引受権若しくは旧株をその金銭の払込み前に譲渡したとき又は令第139条の3第1項各号《一株未満の株式の処理の場合等の所得計算の特例》に掲げる1株未満の株式若しくは失権株につき代わり金の交付を受けたときは、次の算式により計算した金額を当該譲渡の対価に係る原価とし、又は法人の経理を条件として当該代わり金に係る原価とする。</u></p> <p>(算式)</p> $\left[\frac{\left\{ \begin{array}{l} \text{旧株 1 株当たりの従前の帳簿価額} \\ + \text{新株 1 株当たりの払込金額} \\ + \frac{\text{資本又は出資に組み入れた利益積立金額}}{\text{新株の総数}} \\ \times \text{旧株 1 株当たりの新株割当数} \end{array} \right\}}{1 + \text{旧株 1 株当たりの新株割当数}} - \text{新株 1 株当たりの払込金額} \right] \times \text{譲渡した新株引受権若しくは旧株の数、1株未満の株式数又は失権株数}$ <p>(注)1 算式中の「1株未満の株式数」とは、旧株数に旧株につき割り当てられた新株の割合を乗じて計算した数に1株に満たない端数がある場合のその端数(端株原簿に記載されなかったものに限る。)をいう。</p> <p>2 算式中の「新株1株当たりの払込金額」の控除は、新株引受権を譲渡した場合に限られる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>用する。ただし、当該法人が当該代わり金に相当する金額を益金の額に算入している場合は、これを認める。</p> <p>(新株権利落ちのあった株式で新株の発行されていないものの価額)</p> <p>2 - 3 - 34</p> <p>(注)</p> <p>(1)</p> <p>(2) 新株の市場価格がある場合((1) に該当する場合及び新株の取引量が旧株に比して著しく少なく、新株の価格によっては株式の権利の価格に相当する金額が合理的に算定できないと認められる場合を除く。) 事業年度終了の日の市場価格から当該新株について払い込むべき金額を控除した金額に旧株 1 株について引き受ける新株の数を乗じて得た金額</p> <p>(3)</p> <p>(有価証券等に組み込まれたデリバティブ取引の取扱い)</p> <p>2 - 3 - 42法第61条の7第1項《<u>時価ヘッジ処理による売買目的外有価証券の評価益又は評価損の計上</u>》</p> <p>(注)1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p>	<p>(新株権利落ちのあった株式で新株の発行されていないものの価額)</p> <p>2 - 3 - 34</p> <p>(注)</p> <p>(1)</p> <p>(2) 新株の市場価格がある場合((1) に該当する場合及び新株の取引量が旧株に比して著しく少なく、新株の価格によっては株式の権利の価格に相当する金額が合理的に算定できないと認められる場合を除く。) 事業年度終了の日の市場価格から当該新株について払い込むべき金額(<u>2 - 3 - 22《利益等の資本組入れと株式分割とが行われた場合の株式の取得価額》に定める利益等の資本組入れと株式分割とが行われて新株を取得する場合には、新株の発行価額。以下2 - 3 - 34において同じ。</u>)を控除した金額に旧株 1 株について引き受ける新株の数を乗じて得た金額</p> <p>(3)</p> <p>(有価証券等に組み込まれたデリバティブ取引の取扱い)</p> <p>2 - 3 - 42法第61条の7第1項《<u>時価ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上</u>》</p> <p>(注)1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p>

改 正 後	改 正 前
<p>5</p> <p>(有効性判定の方法)</p> <p>2 - 3 - 48 令第121条第1項《繰延ヘッジ処理におけるヘッジの有効性判定等》.....</p> <p>(注)</p> <p>(有効性判定の時期)</p> <p>2 - 3 - 49令第121条第1項《繰延ヘッジ処理におけるヘッジの有効性判定等》.....</p> <p>(注)</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>おおむね</u>100分の80未満又は100分の125超.....</p> <p>(有効性判定の数値が異常値と認められる場合の取扱い)</p> <p>2 - 3 - 50</p> <p>.....<u>おおむね</u>100分の80から100分の125まで.....</p> <p>(注)</p> <p>(ヘッジとして有効である部分の金額の特例)</p> <p>2 - 3 - 51 法第61条の6第1項《繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ》に規定する「ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額」(以下この款において「繰延ヘッジ金額」という。)は、令第121条の3第1項《デリバティブ取引等に係る利益額又は損失額のうちへ</p>	<p>5</p> <p>(有効性判定の方法)</p> <p>2 - 3 - 48 令第121条第1項《繰延ヘッジ処理におけるヘッジの有効性判定》.....</p> <p>(注)</p> <p>(有効性判定の時期)</p> <p>2 - 3 - 49令第121条第1項《繰延ヘッジ処理におけるヘッジの有効性判定》.....</p> <p>(注)</p> <p>(1)</p> <p>(2)100分の80未満又は100分の125超.....</p> <p>(有効性判定の数値が異常値と認められる場合の取扱い)</p> <p>2 - 3 - 50</p> <p>.....100分の80から100分の125まで.....</p> <p>(注)</p> <p>(ヘッジとして有効である部分の金額の特例)</p> <p>2 - 3 - 51 法第61条の6第1項《繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ》に規定する「ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額」(以下この款において「繰延ヘッジ金額」という。)は、令第121条の3第1項《デリバティブ取引等に係る利益額又は損失額のうちへ</p>

改 正 後	改 正 前
<p> ッジとして有効である部分の金額等》の規定に基づきその金額を算定するのであるが、有効性割合がおおむね100分の80から100分の125までとなっていない場合において、法人が、当該繰延ヘッジ金額のうち同条第4項に規定する「直近の有効性判定（前項に規定する場合において、当該内国法人が同項に規定する適格組織再編成の日の属する事業年度以後に行った有効性判定における有効性割合がおおむね100分の80から100分の125までとなっていないときは、同項に規定する被合併法人等が行った有効性判定でその有効性割合がおおむね100分の80から100分の125までとなっていた直近の有効性判定）におけるそのデリバティブ取引等に係る同条第1項に規定する利益額又は損失額（第1項に規定する場合にあつては、その利益額又は損失額から第2項に規定する超過差額を控除した金額）」の金額をそのまま法第61条の6第1項第1号に規定する資産又は負債（以下2-3-57及び2-3-58において「繰延ヘッジ対象資産等」という。）の譲渡若しくは消滅又は同項第2号に規定する金銭につき受取若しくは支払がある時まで繰り延べ、次回以降の有効性判定を行わないこととしているときは、継続適用を条件としてこれを認める。 </p> <p> （繰延ヘッジ処理の表示） </p> <p> 2-3-59 </p> <p> (1) </p> <p> イ </p> <p> ロ </p> <p> ハ </p> <p> ニ </p>	<p> ッジとして有効である部分の金額等》の規定に基づきその金額を算定するのであるが、有効性割合がおおむね100分の80から100分の125までとなっていない場合において、法人が、当該繰延ヘッジ金額のうち同条第3項に規定する「直近の有効性判定におけるそのデリバティブ取引等に係る同項に規定する利益額又は損失額（第1項に規定する場合にあつては、その利益額又は損失額から前項に規定する超過差額を控除した金額）」の金額をそのまま法第61条の6第1項第1号に規定する資産又は負債（以下2-3-57において「繰延ヘッジ対象資産等」という。）の譲渡若しくは消滅又は同項第2号に規定する金銭につき受取若しくは支払がある時まで繰り延べ、次回以降の有効性判定を行わないこととしているときは、継続適用を条件としてこれを認める。 </p> <p> （繰延ヘッジ処理の表示） </p> <p> 2-3-59 </p> <p> (1) </p> <p> イ </p> <p> ロ </p> <p> ハ </p> <p> ニ </p>

改 正 後	改 正 前
<p>ホ</p> <p>(2)</p> <p>令第121条第2項《<u>繰延ヘッジ処理におけるヘッジの有効性判定等</u>》</p> <p>(注)</p> <p>(時価ヘッジ処理に係る取扱い)</p> <p>2 - 3 - 61 法第61条の7《<u>時価ヘッジ処理による売買目的外有価証券の評価 益又は評価損の計上</u>》.....</p> <p>(1) 令第121条の6第1項第1号《<u>時価ヘッジ処理における売買目的外有 価証券の評価額と円換算額等</u>》.....</p> <p>(2)</p> <p>.....令第121条の7第1項《<u>時価ヘッジ処理におけるヘッジの 有効性判定等</u>》.....</p> <p>(3)</p>	<p>ホ</p> <p>(2)</p> <p>令第121条第2項《<u>繰延ヘッジ処理におけるヘッジの有効性判定</u>》</p> <p>(注)</p> <p>(時価ヘッジ処理に係る取扱い)</p> <p>2 - 3 - 61 法第61条の7《<u>時価ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上</u>》</p> <p>(1) 令第121条の6第1号《<u>時価ヘッジ処理における売買目的外有価証券の 評価額と円換算額</u>》.....</p> <p>(2)</p> <p>.....令第121条の7第1項《<u>時価ヘッジ処理におけるヘッジの 有効性判定</u>》.....</p> <p>(3)</p>

十 収益及び費用の帰属時期の特例

改 正 後	改 正 前
<p>(賦払の方法)</p> <p>2 - 4 - 1 <u>法第63条第2項第1号</u>.....</p>	<p>(賦払の方法)</p> <p>2 - 4 - 1 <u>法第62条第2項第1号</u>.....</p>
<p>(延払基準の適用がある資産の譲渡)</p> <p>2 - 4 - 2 <u>法第63条第1項</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>(延払基準の適用がある資産の譲渡)</p> <p>2 - 4 - 2 <u>法第62条第1項</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>
<p>(延払損益の計算の基礎となる手数料の範囲)</p> <p>2 - 4 - 3 <u>令第124条第1項</u>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(延払損益の計算の基礎となる手数料の範囲)</p> <p>2 - 4 - 3 <u>令第124条</u>.....</p> <p>(注)</p>
<p>(延払基準の計算単位)</p> <p>2 - 4 - 5 <u>令第124条第1項</u>.....<u>法第63条第1項</u>.....</p>	<p>(延払基準の計算単位)</p> <p>2 - 4 - 5 <u>令第124条</u>.....<u>法第62条第1項</u>.....</p>
<p>(履行期日前に受領した手形)</p> <p>2 - 4 - 7<u>令第124条第2項《賦払金割合》</u>.....</p>	<p>(履行期日前に受領した手形)</p> <p>2 - 4 - 7<u>令第124条《延払基準の方法》</u>.....</p>
<p>(契約の変更があった場合の取扱い)</p> <p>2 - 4 - 9 <u>法第63条第1項</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>(契約の変更があった場合の取扱い)</p> <p>2 - 4 - 9 <u>法第62条第1項</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(対価の額又は原価の額に異動があった場合の調整)</p> <p>2 - 4 - 10 <u>法第63条第1項</u>.....</p> <p>(長期割賦販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分)</p> <p>2 - 4 - 11<u>法第63条第1項</u>.....</p> <p>(工事の請負の範囲)</p> <p>2 - 4 - 12 <u>法第64条</u>.....</p> <p>(契約の意義)</p> <p>2 - 4 - 13 <u>法第64条第1項</u>.....</p> <p>(長期大規模工事に該当するかどうかの判定単位)</p> <p>2 - 4 - 14<u>法第64条第1項</u>.....</p> <p>(工事の目的物について個々に引渡し可能な場合の取扱い)</p> <p>2 - 4 - 15<u>法第64条第1項</u>.....</p> <p>(長期大規模工事以外の工事で再び工事進行基準の適用要件を満たした場合の取扱い)</p> <p>2 - 4 - 19 <u>法第64条第2項</u>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(対価の額又は原価の額に異動があった場合の調整)</p> <p>2 - 4 - 10 <u>法第62条第1項</u>.....</p> <p>(長期割賦販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分)</p> <p>2 - 4 - 11<u>法第62条第1項</u>.....</p> <p>(工事の請負の範囲)</p> <p>2 - 4 - 12 <u>法第63条</u>.....</p> <p>(契約の意義)</p> <p>2 - 4 - 13 <u>法第63条第1項</u>.....</p> <p>(長期大規模工事に該当するかどうかの判定単位)</p> <p>2 - 4 - 14<u>法第63条第1項</u>.....</p> <p>(工事の目的物について個々に引渡し可能な場合の取扱い)</p> <p>2 - 4 - 15<u>法第63条第1項</u>.....</p> <p>(長期大規模工事以外の工事で再び工事進行基準の適用要件を満たした場合の取扱い)</p> <p>2 - 4 - 19 <u>法第63条第2項</u>.....</p> <p>(注)</p>

十一 その他

改 正 後	改 正 前
<p><u>(合併等に係る法人の資産移転後の損益の帰属)</u> <u>2 - 6 - 2の2 合併等(合併、分割又は現物出資をいう。以下2 - 6 - 2の2において同じ。)</u>により設立した法人の当該合併等の日から当該法人の設立の前日までの期間中に生じた損益は、<u>2 - 6 - 2の本文の取扱いにかかわらず、当該法人のその設立後最初の事業年度の所得の金額の計算に含めて申告することとなるのであるから、留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>